日本政府報告書審査後に各種国連人権条約委員会から出された総括所見一覧（1998－2004）
～朝鮮学校に対する差別是正勧告を中心に～

作成：在日本朝鮮人人権協会

△　1998年5月、子どもの権利委員会

13. 委員会は、差別の禁止（第 2 条）、児童の最善の利益（第 3 条）及び児童の意見の尊重（第 12 条）の一般原則が、とりわけアイヌの人々及びコリアンのような国民的、種族的少数者に属する児童、障害児、施設内の又は自由を奪われた児童及び嫡出でない子のように、特に弱者の範疇に属する児童の関連において、児童に関する立法政策及びプログラムに十分に取り入れられていないことを懸念する。委員会は、朝鮮出身の児童の高等教育施設への不平等なアクセス、及び、児童一般が、社会の全ての部分、特に学校制度において、参加する権利（第 12 条）を行使する際に経験する困難について特に懸念する。

35. 委員会は、条約の一般原則、特に差別の禁止（第 2 条）、児童の最善の利益（第 3 条）及び児童の意見の尊重（第 12 条）の一般原則が、単に政策の議論及び意思決定の指針となるのみでなく、児童に影響を与えるいかなる法改正、司法的・行政的決定においてもまた、全ての事業及びプログラムの発展及び実施においても、適切に反映されることを確保するために一層の努力が払われなければならないとの見解である。特に、嫡出でない子に対して存在する差別を是正するために立法措置が導入されるべきである。委員会は、また、コリアン及びアイヌの児童を含む少数者の児童の差別的取扱いが、何時、何処で起ころうと、十分に調査され排除されるように勧告する。更に、委員会は、男児及び女児の婚姻最低年齢を同一にするよう勧告する。

△1998年11月、自由権規約委員会

13. 委員会は、朝鮮人学校の不認定を含む、日本国民ではない在日コリアンマイノリティに対する差別の事例に懸念を有する。委員会は、第 27 条に関する委員会の一般的な性格を有する意見 23（1994 年）が、第 27 条による保護は国民に限定されないと述べていることについて、締約国の注意を喚起する。

△2001年3月、人種差別撤廃委員会

14. 委員会はコリアン、主に子どもや児童・生徒に対する暴力行為に関する報告、およびこの事件に関する当局の不適切な対応を懸念し、政府に対して、当該行為を防止し、それに対抗するためのより確固とした措置をとるよう勧告する。

15. 委員会は、日本に居住する外国籍の子どもに関して、小中学校教育が義務教育となっていないことに注目する。委員会はさらに、「日本における初等教育の目的は、日本民族（Japanese people）をそのコミュニティのメンバーとなるよう教育することにあるため、外国籍の子どもにそうした教育を受けることを強制するのは不適切である」という締約国の立場に注目する。委員会は、強制が統合という目的を獲得する上で全く不適切であるという主張に同意する。しかしながら委員会は、第 3 条および第 5 条（e）（v）に鑑みて、この点に関する異なった取扱い基準が、人種隔離、ならびに教育、訓練および雇用に関する権利の享受の不平等をもたらすことを懸念している。締約国に対し、第 5 条（e）が定める諸関連の権利を、人種や皮膚の色または民族的（national or ethnic）出身による区別なく保障することを確保するよう勧告する。

16. 委員会は、コリアン・マイノリティに影響を及ぼしている差別を懸念している。
朝鮮学校をはじめとする外国人学校を出たマイノリティの生徒が日本の大学に入学する上での制度的な障害のいくつかを取り除くための努力が行われているものの、委員会は特に、朝鮮語による学習が認可されていないこと、および在日コリアンの生徒が高等教育へのアクセスにおいて不平等な取扱いを受けていることを懸念している。締約国が、この点における朝鮮人をはじめとするマイノリティの差別的な取扱いを撤廃するための適切な手段を講じ、また日本の公立学校において、マイノリティ言語による教育へのアクセスを確保するよう勧告する。

△2001年8月、社会権規約委員会

〈主要な懸念事項〉
32. 委員会は、マイノリティの子どもにとって、自己の言語による教育および自己の文化に関する教育を公立学校で享受する可能性がきわめて限られていることに懸念を表明する。委員会はまた、朝鮮学校のようなマイノリティの学校が、たとえ国の教育カリキュラムを遵守している場合でも正式に認可されておらず、したがって中央政府の補助金を受けることも大学入学試験の受験資格を与えることもできないことについても、懸念するものである。

〈提案および勧告〉
60. 委員会は、言語的マイノリティに属する生徒が相当数就学している公立学校の正規のカリキュラムに母語（母国語）による教育を導入するよう強く勧告する。委員会はさらに、締約国が、マイノリティの学校およびとくに朝鮮学校が国の教育カリキュラムにしたがっている状況においては当該学校を正式に認可し、それによって当該学校が補助金その他の財政援助を得られるようにすること、および、当該学校の卒業資格を大学入学試験の受験資格として承認することを勧告するものである。

△2004年1月、子どもの権利委員会

24. 委員会は、…コリアン、部落およびアイヌの子どもその他のマイノリティ・グループならびに移住労働者の子どもに対する社会的差別が根強く残っていることを懸念する。
25. 委員会は、とくに女子、障害のある子ども、アメラジアン、コリアン、部落、アイヌその他のマイノリティ、移住労働者の子どもならびに難民および庇護申請者の子どもに関して社会的差別と闘いかつ基本的サービスへのアクセスを確保するため、締約国が、とりわけ教育・意識啓発キャンペーンを通じて、あらゆる必要な積極的措置をとるよう勧告するものである。

49. 委員会は、教育制度を改革し、かつそれをいっそう条約に一致させるために締約国が行なっている努力に留意する。しかしながら、委員会は以下の点について懸念するものである。
（d）日本にある外国人学校を卒業して大学進学を希望する者の資格基準が拡大されたとはいえ、依然として高等教育へのアクセスを否定されている者が存在すること。
（f）マイノリティの子どもたちにとって、自己の言語で教育を受ける機会がきわめて限られていること。

50. 委員会は、締約国が以下の措置をとるよう勧告する。
（d）マイノリティ・グループの子どもが自己の文化を享受し、自己の宗教を表明しまたは実践し、かつ自己の言語を使用する機会を拡大すること。

国連の条約機関と人権理事会における朝鮮学校差別問題に関する懸念と勧告 (2008 年～2019 年)

作成:在日本朝鮮人人権協会

◆第5回　自由権規約委員会総括所見[2008 年 12 月 18 日　最終版]

31. 委員会は、朝鮮学校に対する国の補助金が通常の学校に対するものよりも相当低く、そのため朝鮮学校は民間の寄付金に強く依存しているが、私立の日本人学校やインターナショナル・スクールとは異なり、朝鮮学校が免税対象外又は税金控除対象外であること、また、朝鮮学校の卒業証書が直接の大学入学資格として認められないことを懸念する。(第 26 条及び第 27 条)

締約国は、国による補助金を増大し、朝鮮学校への寄付を行う者に他の学校に寄付を行う者と同じ財政的な利益を与えることによって、朝鮮学校への適切な資金援助を確保し、朝鮮学校の卒業証書を直接大学入学資格として認めるべきである。

◆第2回　人種差別撤廃委員会総括所見[2010 年 4 月 6 日　　最終版]

22. 委員会は、2言語を話す相談員や7言語で書かれた入学手引など、マイノリティ集団の教育を促進するために締約国が払ってきた努力を、評価をもって留意する。しかし、委員会は、教育制度のなかで人種主義を克服するための具体的なプログラムの実施についての情報が欠けていることに遺憾の意を表明する。さらに、委員会は、子どもの教育に差別的な効果をもたらす行為に懸念を表明する。そのような行為には、以下のものが含まれる。

(a) アイヌの子どもまたは他の民族集団の子どもが、自己の言語を用いた、または自己の言語についての、指導を受ける機会が十分にないこと。
(b) 締約国において、外国人の子どもには義務教育の原則が、日本が締約国である、本条約第5条、「児童の権利に関する条約」第 28 条、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」第 13 条(2)に適合する形で全面的には適用されていないという事実。
(c) 学校の認可、同等の教育課程、上級学校への入学に関連する障害。
(d) 締約国に居住する外国人、韓国・朝鮮出身者の子孫および中国出身者の子孫のための学校が、公的支援、助成金、税の免除に関して差別的な取り扱いを受けていること。
(e) 締約国において現在、公立および私立の高校、高等専門学校、高校に匹敵する教育課程を持つさまざまな教育機関を対象とした、高校教育無償化の法改正の提案がなされているところ、そこから朝鮮学校を排除するべきことを提案している何人かの政治家の態度(第2条、第5条)。

委員会は、市民でない者に対する差別に関する一般的な性格を有する勧告 30(2004 年)に照らし、締約国に対し、教育機会の提供において差別がないよう確保すること、ならびに、締約国の領域内に居住する子どもが就学および義務教育の修了にさいして障害に直面することのないよう確保することを勧告する。この点に関して、委員会は、また、締約国が、外国人のための多様な学校制度の調査研究や、国の公立学校制度の枠外に設置された代替的な制度が望ましいかどうかの調査研究を行なうよう勧告する。委員会は、締約国に対し、マイノリティ集団が自己の言語を用いた、または自己の言語の指導を受ける充分な機会を提供することを検討すること、および、締約国がユネスコ教育差別禁止条約への加入を検討するよう求める。

◆第3回　子どもの権利条約委員会の総括所見[2010 年 6 月 20 日最終版]

72. 委員会は、中国系、北朝鮮系その他の出身の子どもを対象とした学校に対する補助金が不十分であることを懸念する。委員会はまた、このような学校の卒業生が日本の大学の入学試験を受けられない場合があることも懸念する。

73. 委員会は、締約国に対し、外国人学校への補助金を増額し、かつ大学入試へのアクセスにおいて差別が行なわれないことを確保するよう奨励する。締約国は、ユネスコ・教育差別禁止条約の批准を検討するよう奨励される。

87. 委員会は、締約国に対し、民族的マイノリティに属する子どもへの差別を生活のあらゆる分野で解消し、かつ、条約に基づいて提供されるすべてのサービスおよび援助に対し、このような子どもが平等にアクセスできることを確保するため、あらゆる必要な立法上その他の措置をとるよう促す。

◆第3回　社会権規約委員会の総括所見[2013 年 6 月 10 日最終版]

27. 委員会は、締約国の高校教育授業料無償化プログラムから朝鮮学校が除外されていることを懸念する。これは差別である。(第 13 条、第 14 条)

差別の禁止は、教育のあらゆる側面に全面的かつ即時的に適用され、また国際的に定められたすべての差別禁止事由を包含していることを想起しつつ、委員会は、高校教育授業料無償化プログラムが朝鮮学校に通う子どもたちにも適用されることを確保するよう、締約国に対して求める。

◆第３回　人種差別撤廃委員会の総括所見［2014 年 9 月 26 日最終版］

朝鮮学校

19. 委員会は、在日朝鮮人の子どもたちの下記を含む教育権を妨げる法規定および政府の行為について懸念する。
（a）「高校授業料就学支援金」制度からの朝鮮学校の除外
（b）朝鮮学校へ支給される地方自治体の補助金の凍結または継続的な削減(第２条および第５条)

市民でない者に対する差別に関する一般的勧告 30（2004 年）を想起し、委員会は、締約国が教育機会の提供において差別がないこと、締約国の領域内に居住する子どもが学校への入学において障壁に直面しないことを確保するという、前回の総括所見パラグラフ 22 に含まれた勧告を繰り返す。委員会は、締約国がその見解を修正し、適切に、朝鮮学校が「高校授業料就学支援金」制度の恩恵を受けることができること、および、地方自治体に対して、朝鮮学校への補助金の支給を再開しまたは維持するよう促すことを締約国に奨励する。委員会は、締約国が国連教育科学文化機関（ユネスコ）の教育差別禁止条約(1960 年)への加入を検討するよう勧告する。

とくに重要な勧告
33. 委員会はまた、上記パラグラフ 11、19、21 および 23 に含まれている勧告がとくに重要であることに締約国の注意を喚起することを希望し、次回の定期報告書に、これらの勧告の実施のためにとった具体的措置に関する情報を提供するよう要請する。

◆国連人権理事会 第3回 UPR 日本審査での勧告［2017 年 11 月 16 日］

146.「高校教育授業料無償化及び就学支援金制度」を地方自治体所管の学校を含めて国内のすべての学校に適用することを確保せよ。(ポルトガル)

147. すべての人に就学への完全なアクセスを確保し、特に女性及び少女の教育への平等なアクセスに関して、マイノリティ集団が直面する可能性のある障壁を取り除くための努力を継続せよ。(パレスチナ)

151. 社会権規約委員会及び人種差別撤廃委員会の勧告に従って、マイノリティの子どもたちが差別されることなく教育を受ける権利を享受することを確保せよ。(オーストリア)

152.「高校教育授業料無償化及び就学支援金制度」を朝鮮学校に通う子どもたちにも適用するよう措置を取り、関連する国連条約機関の勧告に従って朝鮮学校の平等な取扱いを確保せよ。（朝鮮民主主義人民共和国）

◆第4回　人種差別撤廃委員会の総括所見 ［2018 年 9 月 26 日最終版］

在日コリアンの状況

21. …委員会はまた、特定の朝鮮学校が高校就学支援金制度の支援を受けていないと報告されていることにも懸念する。

22. …また、委員会は、コリアンの生徒たちが差別なく平等な教育機会を持つことを確保するために、高校就学支援金制度の支援金支給に関して朝鮮学校が差別されないことを締約国が確保するという前回の勧告(CERD/C/JPN/CO/7-9, para. 19) を再度表明する。

特に重要なパラグラフ

47. 委員会は、上記パラグラフ 14、22、および 34 に含まれる勧告の特別の重要性について、締約国の注意を促すことを希望し、これらの勧告を実施するために取られた具体的措置について、次回定期報告書において詳細な情報を提供するよう、締約国に要請する。

◆第4回　子どもの権利委員会の総括所見［2019 年 3 月 5 日最終版］

C. 一般原則（条約第2条、第3条、第6条および第12条）

差別の禁止

18. 委員会は、締約国に対し、以下の措置をとるよう促す。

(a) 包括的な反差別法を制定すること。

(b) 非婚の両親から生まれた子どもの地位に関連する規定を含め、理由の如何を問わず子どもを差別しているすべての規定を廃止すること。

(c) とくに民族的マイノリティ（アイヌ民族を含む）、被差別部落出身者の子ども、日本人以外の出自の子ども（コリアンなど）、移住労働者の子ども、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーおよびインターセックスである子ども、婚外子ならびに障害のある子どもに対して現実に行なわれている差別を減少させかつ防止するための措置（意識啓発プログラム、キャンペーンおよび人権教育を含む）を強化すること。

H. 教育、余暇および文化的活動（第28～31条）

教育（職業訓練および職業指導を含む）

39. 持続可能な開発目標のターゲット4.a、とくにいじめを経験する生徒の割合に関する指標4.a.2に留意しつつ、委員会は、前回の勧告（CRC/C/JPN/CO/3、パラ71、75および76）を想起し、締約国が以下の措置をとるよう勧告する。

(c) 「〔高校〕授業料無償化制度」の朝鮮学校への適用を促進するために基準を見直すとともに、大学・短期大学入試へのアクセスに関して差別が行なわれないことを確保すること。

◆第7回　自由権規約委員会総括所見［2022 年 11 月 30 日　最終版］　＊ERD ネット訳

マイノリティの権利

42. （中略）さらに、委員会は、植民地時代から日本に居住しており、国民的あるいは民族的マイノリティとして認識されるべき在日コリアンとその子孫の、社会保障制度や政治的権利の行使からの排除をもたらしているとされる政策の差別的運用の報告を懸念する。（規約26条、27条）

43. （中略）そして、植民地時代から日本に居住する在日コリアンとその子孫を、利用できるはずの複数の支援プログラムや年金制度の利用から妨げている障壁を取り除き、永住コリアンとその子孫に地方選挙での投票権を認めるよう関連法の改正を検討すべきである。